

巡回審査・審判について

特許審査第一部調整課
特許庁 審 判 部 審判課

1. 巡回審査について

Q 1 巡回審査とはどのような制度ですか。

A 1 特許庁は出願人のみなさまと審査官が直接面談して、互いに出願及び技術についての理解を深めるための面接審査をより一層便利で充実したものとし、より強く、より確な権利取得を支援することにより、各地域の産業の発展に役立ちたいと考えます。

巡回審査は、上記の目的を達成するために、主に中小・ベンチャー企業、大学・TLO等の方々を対象として、全国各地の面接会場に審査官が出張して面接審査を行う制度です。

面接審査において、審査官に技術内容等についての説明を行うことにより、審査官が明細書の記載事項からの技術理解に要する時間を低減させ、審査を迅速に進めることができます。

また、審査官の見解を直接確認でき、拒絶理由通知等に対し、よりの射た対応が可能となります。

さらに、補正・分割等を考えている場合は、補正案・分割案に対する審査官の示唆を受けることができます。

Q 2 巡回審査を希望する場合、どのように申し込みをすればよいでしょうか。

A 2 巡回審査を希望される方は、まず特許庁特許審査第一部調整課面接審査管

理専門官まで、直接ご連絡下さい。申し込みのための様式等はございません。

連絡先は以下のとおりです。

電 話 : 03-3581-1101 (内線3114)

F A X : 03-3580-8122

Eメール : PA2103@jpo.go.jp

お申し込みいただいた方には、出願番号、お名前、ご連絡先、希望実施場所等について確認させていただき、後日実施の可否を回答させていただきます。

実施が決まった場合は、後日、担当審査官と日時、実施場所等の詳細について調整させていただきます。面接審査を行う会場は特許庁で手配致します。

なお、日程調整等が困難な場合、巡回審査が行えないこともありますので、予めご了承下さい。

Q 3 巡回審査の面接を実施するにあたって、出願人は事前に何か準備をする必要がありますか。

A 3 面接は、出願人又はその代理人と審査官とが、特許出願の審査に関する意思疎通を図り、迅速かつ的確な審査を実現するために行うものです。

したがって、面接を効率的に行えるように、事前に論点等を整理した資料を作成しておかれることをお勧めします。なお、基本的に面接は

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

審査請求から特許査定又は拒絶査定がなされるまでの期間に行われるべきものです（出願が審査着手時期に至っていないときは審査官から面接時期の変更を要請することがあります）。

Q 4 面接を行う際、出願人側の出席者に何か要件はありますか。

A 4 面接審査の利点を十分に活かすため、出席者には、①出願等の手続きについての知識を有し、②出願に係る発明についての技術的知識を有し、かつ、③出願の処分について出願人の意思を的確に表示できる者であることが求められます。

具体的には、出席者として、以下のいずれかであることが望ましいと考えます。

- a. 出願人（法人出願にあつては法人の代表権を有する者）
- b. 本件出願について予め届出のある代理人
- c. 出願人又は復代理人の選任権を有する代理人から、審査官との面接についての委任を受け、これを証する書面（委任状）を持参する弁理士

なお、出頭者が上記a又はb以外の者である場合は、面接の都度、各出願について委任状を提出していただくことになります。

Q 5 面接審査を行った後はどのような手続きをとればよいのでしょうか。

A 5 面接後に回答をする旨約束した点があれば、電話やFAX等により速やかに回答して下さい。また、拒絶理由通知に対する応答期間内に面接を行った場合は、面接時に審査官が作成した面接記録に記載された結果に基づいて、必要な応答書類（意見書、手続補正書等）を作成して下さい。

Q 6 巡回審査は年に何件くらい行われますか。

A 6 平成15年度は、17府県において合計1,404件の巡回審査を行いました。

平成16年度も、平成15年度と同規模の巡回審査を行う予定です。

2. 地方面接審理・巡回審判について

Q 7 地方面接審理、巡回審判とはどのような制度ですか。

A 7 全国各地域の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、中小・ベンチャー企業等の審判請求に係る拒絶査定不服審判事件について、審判合議体が地方の面接会場に出張して行う面接審理を地方面接審理と呼びます。また、無効審判事件について、審判官及び審判書記官が各地域に出向き、審判廷を設営し、当該審判廷において、口頭審理又は証拠調べを行う審判を巡回審判と呼びます。巡回審判については、少なくとも当事者の一方が、原則として中小企業・個人であり、その住所（居所）が地方（関東一都六県以外の地）であつて、両当事者の了解が得られることが条件となります。なお、他方の当事者の巡回審判の可否については特許庁で調整しますので、事前に相手方に聞く必要はありません。

Q 8 地方面接審理、巡回審判を希望する場合、どのように申し込みをすればよいのでしょうか。

A 8 地方面接審理、巡回審判を希望される方は、まず特許庁審判部審判課審判企画室まで、「地方面接審理等を希望する審判番号」、「お名前」、「ご連絡先」、「希望実施場所」、「希望日時」をご連絡下さい。なお、申し込みのための様式等はありません。連絡先は以下のとおりです。

電話 : 03-3581-1101 (内線5851)

F A X : 03-3581-1961

Eメール : PA6B00@jpo.go.jp

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

お申し込みいただいた方には、審判番号、お名前、ご連絡先、希望実施場所等について確認させていただき、後日実施の可否を回答させていただきます。

地方面接審理について実施が決まった場合は、後日、担当審判官と日時、実施場所等の詳細について調整していただきます。地方面接審理を行う会場は特許庁で手配致します。

なお、審理着手前に面接を希望される場合は、審理着手時期に至っていないこと及び面接が可能となる時期についてお知らせしますので、面接可能時期に至った段階で再度、面接を申し込んでいただきますようお願いいたします。また、日程調整等が困難な場合、地方面接審理が行えないこともありますので、予めご了承下さい。

Q 9 地方面接審理を実施するにあたって、請求人は事前に何か準備をする必要がありますか。

A 9 面接を効率的に行えるように、事前に問題点等を整理したメモ、必要に応

じて補足説明用資料（本件発明の解説、先行技術を示す文献、本件発明と文献とを対比した一覧表等）を作成しておかれることをお勧めします。

Q 10 地方面接審理を行う際、請求人側の出席者に何か要件はありますか。

A 10 巡回審査に関するQ4の回答と同じです。出願を請求、審査を審理、審査官を審判官とそれぞれ読み替えてください。

Q 11 地方面接審理、巡回審査は年に何件くらい行われますか。

A 11 平成15年度は、15道府県において合計約200件の地方面接審理を行いました。また、巡回審判につきましては、3府県において合計24件実施しております。平成16年度も地方面接審理、巡回審判を積極的に活用していく予定です。

(原稿受領日 2004年6月16日)